

## 一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

### 【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。  
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰りません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」  
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」  
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが  
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、  
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。  
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう  
静かに退出して下さい。退出後にご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席 番 号	
-------------	--

I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 事業者は、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならないが、夜間の運転に従事する場合にあつては、この限りでない。（運輸規則第21条）

（ × ）

2. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、運送約款を変更することを命ずることができる。（道路運送法第31条）

（ ○ ）

3. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。

（運輸規則第10条）

（ ○ ）

4. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。

（道路運送法第12条）

（ ○ ）

5. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合のみ、この限りではない。（道路運送法第10条）

（ × ）

6. 事業者は、その事業用自動車の自動車検査証を当該事業用自動車の属する営業所に備え付けなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)  
( × )
7. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)  
( ○ )
8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( ○ )
9. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、事業者は、災害その他の事故により乗車券を滅失した場合以外には、乗車券の再発行をしてはならない。  
(標準運送約款第9条)  
( × )
10. 事業者は、法令の規定による通知に従い、地方公共団体の長に対し、適正化事業の負担金を納付する義務を負う。(道路運送法第43条の15)  
( × )
11. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則第2条)  
( ○ )
12. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。  
(道路運送法第38条)  
( × )
13. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
14. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は3人である。(運輸規則第47条の9)  
( ○ )
15. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。  
(道路運送法第36条)  
( ○ )

- II. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(自動車事故報告規則第4条)**

- 事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、( ケ ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
- 自動車が転覆し、( ソ ) し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ( コ ) 又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたものであつて次に掲げるもの
- ( ア ) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ( オ ) 以上の死者を生じたもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 怪我人	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ソ. 転落

- III. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

**(道路運送法第9条)**

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、( セ ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ( イ ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の ( エ ) するおそれがあるものであるとき。
- 特定の旅客に対し不当な ( ス ) 取扱いをするものであるとき。
- 他の事業者との間に不当な ( サ ) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 連携
サ. 競争	シ. 利便を向上	ス. 差別的	セ. 期限	ソ. 適合

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。  
(標準運送約款第14条)

答.                     契約責任者                    

2. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び（ ）のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。(道路運送法第20条)

答.                     着 地                    

3. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。(運輸規則第3条)

答.                     一 年                    

4. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)

答.                     名 義                    

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答.                     更 新

- V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業区域の拡大 ( ○ )
- ② 営業所の位置の変更 ( ○ )
- ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更 ( × )
- ④ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ( ○ )
- ⑤ 役員の変更 ( × )

- VI. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- ・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が ( ケ ) で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる ( ス ) 並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その ( オ ) 及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を ( キ ) において ( ア ) 保存しなければならない。

ア. 三年間	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 日時、場所
カ. 報告	キ. 営業所	ク. 精神	ケ. 告示	コ. 電子媒体
サ. 車庫	シ. 基準	ス. 運転技術	セ. 通達	ソ. 指導監督